

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、両親からサラリーマンの妻も国民年金に加入し国民年金保険料を納付する義務があると教えられ、結婚後も真面目に保険料を納付してきた。

申立期間当時、夫の会社での勤務に変化があったわけでもなく、子供も大きくなっていたので、納付しないことなど考えられない上、私自身が近所の人に、国民年金に加入するよう勧め、今は、喜ばれているぐらいであるのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 22 歳当時の昭和 40 年 10 月に国民年金に加入し、翌月の同年 11 月に、その時点で時効成立直前の 38 年 10 月まで遡って国民年金保険料を過年度納付していることが、申立人の所持する国民年金手帳及び国庫金領収証書により確認できるとともに、結婚後の 42 年 3 月に国民年金に任意加入した後、申立人が 57 年 8 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得するまで、申立期間①及び②以外は保険料を完納していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②はそれぞれ 6 か月間及び 3 か月間と短期間である上、前後の期間は国民年金保険料を納付済みであり、申立人は、当時において生活状況等に特段の変化はなかったと陳述しており、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②の保険料を未納のままにしたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から17年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付を猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から17年3月まで
平成14年5月頃、自宅に国民年金の加入のお知らせと学生納付特例の申請用紙が送付されてきた。当時、私は大学生であったので、学生証のコピーを添付して、母が私の加入手続及び申請手続を行ってくれた。
母は、姉の時も同様に手続を行ったと言っており、姉の学生時代は国民年金保険料の納付が猶予されているのに、私の学生時代である申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の姉のオンライン記録によると、平成11年10月に同年10月から12年3月までの期間を免除申請していることから、国民年金の加入手続と同時に申請手続が行われ、免除承認されたものと推認でき、その後、学生納付特例制度が導入された同年4月の翌月に当該申請を行い、翌年13年4月に継続申請することで、姉が学生時代であったとする12年4月から14年3月までの期間について国民年金保険料の納付が猶予されていることから、姉の申請手続が適切に行われていたことがうかがえる。

また、申立人の年金手帳は平成14年8月5日に交付されていることから、適切に加入手続が行われていたことがうかがえる上、17年3月まで大学生であったことが所持する卒業証書により確認できる。

さらに、申立人の母親は、申立人及びその姉に係る申請当時の状況について、いずれも資格取得の要件を満たす直前に書類が送付されてきたので、書類に印鑑を押し、学生証のコピーとともに返信用封筒で郵送したと陳述しており、その内容は当時における資格取得の要件を満たした者の適用促進事務の内容と一致しており、申立人の姉の申請手続を適切に行った申立人の母親が、申立人の学生納付特例に係る申請をしなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付を猶予されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで

昭和 36 年*月に子を出産した時、向い側の住宅に住む女性集金人が来店し、それ以来、その集金人に私の国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、夫が昭和 43 年 8 月頃に会社を退職し、独立開業してからは、私が夫婦の国民年金保険料を納付し、店の売上げが低調となり昭和 56 年度以降の納付を免除してもらった直前まで、きっちり保険料を納付してきた。申立期間②が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 4 月に職権により払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に初めて加入手続が行われたものと推定され、申立人の夫が会社を退職したとする 43 年 8 月まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できる。この場合、申立期間①のうち、同年 7 月以前の期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であるとともに、当該加入手続が行われた当時において、同年 8 月以降の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間であったものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付するためには、国民年金に任意加入した別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに

に、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間①当時における国民年金保険料の徴収方法は、手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったにもかかわらず、申立人は、年金手帳は、納付を開始してから数年後に集金人から受け取ったと陳述しており、当時の実態からみて不自然である。

さらに、申立期間①は9年間に及び、これほどの長期間にわたり、集金人に納付していたとする納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②について、当該期間は9か月間と短期間である上、申立人は、申立期間①直後の昭和45年4月以降の国民年金被保険者期間において、未納とされている期間は申立期間②のみである。

また、申立期間②直後の昭和56年度から免除が開始され、その後における免除手続も毎年適切に行われていることから、国民年金に加入後は、申立人の納付意識の高さ及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年7月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から55年5月まで
② 平成4年7月
③ 平成4年10月

私は、昭和37年頃、A市B区にある妻の実家近くで妻と生活を始め、39年頃からはA市C区に住むようになり、43年7月に結婚したが、その間、妻が私と妻の国民年金保険料を一緒に納付してくれていた。

妻が昭和45年頃に会社に勤務するようになってからも、妻は、私の国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間①は妻が厚生年金保険の加入期間を含めて保険料を納付済みであり、私に納付記録が無いことは納得できない。

また、昭和51年頃にD市へ転居して以降も、生活が苦しい時は、夫婦で国民年金保険料の納付を免除してもらった時期もあるが、その後は、妻が同様に夫婦の保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間②及び③についても妻が納付済みであり、私だけ未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月にC区において申立人の母親及び兄と連番で払い出されていることから、この頃に3人一緒に国民年金の加入手続が行われたものと推定されることから、一緒に加入手続が行われたとみられる申立人の兄については、全期間にわたり国民年金保険料の納付実績が無い上、申立人も国民年金制度が発足した36年4月以降、51年3月にD市へ転出するまでの15年間にわたり、C区における保険料

の納付実績が無いことが申立人の特殊台帳により確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたとするその妻は、申立期間①のうち、昭和39年4月から45年2月までの期間は、保険料の納付済期間であるが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、結婚前の39年10月にB区においてその姉と連番で払い出されており、姉と共に同年4月から保険料の納付を開始するとともに、申立人の妻が43年7月に結婚しC区へ転居後も、旧姓のまま妻が会社に就職した45年3月までの保険料を、B区において納付されていることが申立人の妻の特殊台帳により確認できるほか、申立人の妻の母親は、国民年金制度が発足した36年4月から60歳期間満了まで保険料を完納していることなどを踏まえると、申立人の妻の当該期間の保険料は、その母親を通じて実家において納付していた可能性が考えられる。

さらに、申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が実際にC区から転入した1年後の昭和52年3月に職権による転入処理が行われ、翌年の53年3月には、申立人に対して文書により納付勧奨を行った記載が確認できることなどから、D市に転入後においても申立人の国民年金保険料が未納であったことがうかがえる上、当時の申立人の年齢は39歳であり、これ以前に保険料の納付済期間等を有しない場合には、60歳期間満了まで保険料を納付しても年金受給資格期間である25年を確保できないため、申立期間①のうち、52年4月以降の期間は免除期間として記録されていたことが申立人の特殊台帳及びオンライン記録等により確認できる。

一方、申立人の妻についてみると、B区で払い出された申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月に旧姓のまま不在被保険者として管理され、D市に転入後の59年10月に同市において新たに別の手帳記号番号が払い出されていることから、その時点においては、新たな手帳記号番号にB区における納付記録が反映されないものと考えられる上、当時の申立人の妻の年齢は42歳であり、妻のオンライン記録によると、同年4月以降の期間が免除期間となっていることから、申立人と同様に、これ以降60歳期間満了まで国民年金保険料を納付しても年金受給資格期間である25年を確保できないものとみられていた状況がうかがえる。しかし、その後、61年1月になって、申立期間①のうち、申立人の妻の45年3月から55年5月までの10年3か月間が厚生年金保険の被保険者期間であることが判明するとともに、当該期間を申立人の任意加入期間における未加入期間（いわゆる「カラ期間」）としてそれぞれ記録を訂正したことが申立人及びその妻のオンライン記録により確認でき、これにより、申立人及びその妻共に年金受給資格期間を確保することが可能な状況となり、61年4月から保険料の納付を開始している。この場合、これら申立人及びその妻の行政における一連の記録自体に特段不合理な点は認められないことから、申立人の妻が申立人の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の記憶は、同年4月以降の記憶であるとみるのが自然である。

加えて、申立期間①は16年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の妻が申立期間①の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

他方、国民年金保険料の納付が開始された昭和61年4月以降の申立期間②及び③について、当該期間前後の申立人及びその妻の納付日が同一であることがD市の国民年金保険料収滞納一覧表により確認できることから、当時、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されるところ、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻の申立期間②及び③における保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間②及び③はそれぞれ1か月間と短期間である上、前後の期間は現年度納付済であり、納付を開始して以降、60歳期間満了まで、申立人は平成3年9月並びに申立期間①及び②の合計3か月間を除き、その妻については同年9月の1か月間を除いて国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年7月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から同年9月まで

私は、平成元年4月から国民年金に加入した。

夫は、平成7年以降、体調が悪く転職を繰り返した。子供も小さかったことから、定期的な収入がなくなり国民年金保険料が納付できない事態となるたびに、私がA市役所で夫婦二人の保険料免除の申請手続きをした。

申立期間についても、平成9年5月に夫が会社を退職した後、A市役所で夫の国民年金の再加入手続きと夫婦二人の免除申請を同日に行ったはずである。

申立期間について、夫は申請免除期間と記録されているのに、私は、未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め、申立人が夫婦二人分の免除申請手続きを行ったと申し立てている。そこで、申立人の夫のオンライン記録を見ると、申立期間を含む平成9年6月から10年3月までの期間が申請免除とされていることが確認できる。

また、申立人及びその夫の免除に関する記録についてオンライン記録を見ると、夫婦共に申立期間より前の平成7年4月、同年7月から8年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金被保険者期間は申請免除とされており、その申請年月日及び承認年月日は夫婦同一であることが確認でき、申立内容と符合している。

さらに、申立人は、申立期間を除いて現在まで未納が無く、厚生年金保険との切替手続きについても適切に行われており、申立人の国民年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

加えて、申立人の年金手帳の国民年金の記録欄を見ると、その夫が厚生年金保険被保険者ではなくなった平成9年6月21日に、申立人は国民年金第3号被保険者資格を喪失し、申立人の同年6月21日から同年10月1日までの期間が第1号被保険者であったことが、10年1月5日付けで記録されていることが確認できる。B年金事務所は、申立期間当時の免除の申請及び承認について、「免除が承認される期間は、免除の申請のあった日の属する月の前月から、申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとするとはされているが、現年度の免除の申請であれば、便宜的に対応していたと思われる。」と回答している。

以上のことから、国民年金制度に対して関心の高い申立人が、申立期間について、その夫の免除申請手続きのみを行い、申立人自身の免除申請手続きを行わなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から8年3月まで

私は、大学生だった時に、学生でも国民年金への加入が義務になったという話を聞いたので、国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を始めた。

その後、国民年金保険料の納付に行くことが面倒になったので、納付しなくなり、また、納付を促す書類も送付されてきたが、内容が多く読み難いものだったので放置していた。

しかし、平成7年に就職先が決まり、その年の秋から冬頃に、入社するに当たっての説明を受けた際に、国民年金保険料の納付の必要性を言われたので、手元にあった納付を促す書類から連絡先を見つけ、電話で事情を説明し、納付できる期間分を納付したい旨を伝えた。

そこで、国民年金保険料の納付方法を教えてもらい、何らかの方法で納付したと思うが、納付先についてはどこで納付したかははっきり覚えていない。納付した時期については、平成8年4月の入社に合わせて、まとめて納付した記憶があるので、同年2月から同年4月までの間ではないかと思う。

入社前に上記のような行動をしたことは確かに覚えているため、少なくとも申立期間の国民年金保険料が全て未納とされていることは納得できず、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において、平成4年4月頃に払い出されていると推認でき、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、また、申立期間より前の加入当初の3か月間の保険料につ

いては納付済みとなっており、申立人の陳述と符合する。

また、申立人は、国民年金保険料の納付を再開した動機として、就職が内定していた会社から、保険料を納付する必要がある旨の説明を受けたためとしている。

そこで、申立人の勤務先の人事担当者に照会したところ、申立人が就職した当時、内定者に対して、法令遵守等の観点から国民年金への加入及び国民年金保険料の納付勧奨を行っていたかは定かではないとしながらも、現在では入社に際して、年金手帳の提出を求めていると回答していることから判断して、当時において、申立人に対して国民年金に係る何らかの説明が行われた可能性が考えられる。

また、申立人は、上記の説明を受けた後の国民年金保険料の納付時期及び納付方法についてはよく覚えていないが、以前から納付を促す書類が送付されていたため、そこに記載された連絡先に納付方法について問い合わせたと陳述しているところ、i) 申立人が当時居住していたA市では、現年度保険料の未納者に対して、納付催告を行っていたと回答していることから、申立人が記憶している書類は同市から送付されて来たものと考えられること、ii) 申立人が所持する年金手帳の住所欄を見ると、平成8年3月25日付けで、A市からB市へ変更していることが確認でき、就職に伴う住民票の異動とともに国民年金法上の手続も的確に行っていることがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金保険料をまとめて納付したとする時期については平成8年2月から同年4月までの間ではないかと思うと陳述していることから、当該時期においては、申立期間のうち、7年4月から8年3月までの保険料は、現年度納付が可能である。

加えて、申立人は、まとめて国民年金保険料を納付した際の金額について、10数万円だったと思うと陳述しているところ、上記の現年度納付が可能な平成7年4月から8年3月までの保険料額は14万400円であり、金額もおおむね一致している。

これらのことを踏まえると、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料は、当時において現年度納付が可能な当該期間の保険料であったとみても不自然ではない。

他方、上記のとおり、申立人は、まとめて国民年金保険料を納付したのは平成8年2月から同年4月までの間ではないかと思うとしているところ、当時においては、申立期間のうち、4年4月から5年12月までの保険料については、既に時効により納付することができず、また、6年1月から7年3月までの保険料については、過年度保険料となり、現年度保険料に係る納付書とは異なる社会保険事務所（当時）発行の納付書で、別途納付することが必要であるが、申立人は、入社時の説明を受けた後に保険料を納付したのは1回だけであると陳述している上、上記の現年度保険料に加えて当該過年度保険料を合算した保

険料額は30万5,100円となり、申立人の記憶する金額とは一致しない。

また、申立期間のうち、平成4年4月から7年3月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年5月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。給与明細書は保管していないが、給与が減額されたことはないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、平成元年5月22日の資格取得時から申立期間まで47万円と記録されていたところ、同年10月1日の定時決定により、申立期間は34万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社提出の通知書（辞令）を見ると、「今般社員に採用しB職に任命し、平成元年5月22日以降合計金45万円支給致します。」旨記載されている上、同社提出の「機構並びに職務分担表」（平成2年6月1日現在）において、申立人はC職を兼務していたことが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、「資格取得時の報酬月額は交通費を試算し給与と合算した額で届け出ている。申立人の給与が減額される欠勤及び賞罰等の要因は考えられないし、申立期間当時から勤務している従業員数人に確認したが、給与が前年度より下ったことはなく、申立人も同様だと思いと回答している。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、平成元年10月1日に定時決定が行われたA社の被保険者240人のうち、従前の標準報酬月額から減額となっている被保険者は2人（申立人を含む）であり、いずれも当該定時決定の算定対象月に

資格を取得（申立人の資格取得日は平成元年5月22日。他の1人は同年6月1日）していることが確認できる。

一方、申立期間当時の定時決定の対象となるのは、5月、6月及び7月に受けた報酬月額であり、これら3か月の報酬月額の平均額を標準報酬月額等級区分にあてはめて、その年の10月から翌年の9月までの標準報酬月額を決定することとなるが、報酬の支払基礎日数が、20日未満の月については、標準報酬月額の計算から除くこととされている。

したがって、前述の標準報酬月額が減額となっている2人の平成元年10月における定時決定の対象となるのは、同人らの資格取得日とA社の給与計算の締切日（毎月25日）及び支払日（毎月26日）から、同年6月及び同年7月の2か月の報酬月額となる。

そこで、前述の通知書等により推認される報酬月額を基に申立人の申立期間に係る標準報酬月額を検証すると、定時決定の対象となる月を3か月とした場合、申立人の標準報酬月額はオンライン記録どおり34万円と決定されるものの、前述のとおり、申立人の対象月は2か月であることから、これによると申立人の標準報酬月額は47万円となる。また、前述の申立人以外に減額となっている被保険者1人についても、オンライン記録に基づく標準報酬月額を報酬月額として検証したところ、定時決定の対象となる月を2か月とした場合、同人の標準報酬月額は定時決定前のオンライン記録どおりと決定されることが確認できる。

このことから、平成元年10月1日付けの定時決定により標準報酬月額が減額となっている被保険者2人（申立人を含む。）については、当該定時決定の際、同年6月及び同年7月の報酬月額を合計した額を2か月で除すところ、誤って同年5月から同年7月までの報酬月額を合計した額を3か月で除したことが原因で減額された記録になったと考えられる。

これらを踏まえると、A社が、「当時の算定基礎届は手書きで作成していた。」としていることから、当該届の報酬月額の合計額と平均額の記入を事業所が誤った可能性は考えられるが、本来、標準報酬月額は、社会保険事務所が事業所記載の報酬月額を再計算の上で決定するものであり、D年金事務所も、「申立期間当時、事業所から提出された算定基礎届の記載内容に気付かず、6月及び7月の2か月の報酬月額の平均で決定すべきところ、5月から7月までの3か月の平均で決定した可能性が高いと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年10月1日から62年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から52年11月16日まで
② 昭和61年10月1日から62年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は24万円（21等級）であったところ、昭和61年の定時決定で7万6,000円（3等級）に下がり、62年の定時決定で28万円（23等級）に上がっており、不自然な記録となっていることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同時期に資格を取得している元従業員14人のうち、申立期間に標準報酬月額が減額されている者は4人（全員が女性）確認できるが、これらの者の減額は、標準報酬等級で1等級から3等級までの間であり、申立人のように18等級も大幅に下がっている者は確認できないところ、当該4人のうちの1人は、「私は、パート勤務で時給制だった。パート勤務者は全て女性で、勤務日数が少ない週もあった。」と陳述している上、同社で申立期間当時から給与事務を担当している者は、「申立人の申立期間における標準報酬月額7万6,000円は、パート勤務者の給与額である。」と陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同年代で、同年度に資格を取得している元従業員4人の加入記録を見ると、申立期間に標準報酬月額が下がっているのは申立人のみであり、申立人の上司でB社の元取締役総務部長は、「給与及び賞与は、全正社員の査定表を基に一人ずつ、合議制により決定していた。給与が下がる者は一人もいなかった。」と陳述している。

加えて、B社が申立期間当時から社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所の担当者は、「定時決定時に標準報酬月額が著しく減額する場合、事業所へ照会していた。」と陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人より二つ下の欄の被保険者に係る標準報酬月額が昭和61年10月1日の定時決定により7万6,000円と記録されており、日本年金機構も、「届書から被保険者名簿へ転記する際に誤って記入した可能性はある。定時決定等で標準報酬月額が著しく減額となる従業員がある場合は、事業所へ問い合わせをするべきである。」としている。

これらの事実から、事業主が、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を7万6,000円とする旨の届出を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のB社における昭和61年9月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間①については、申立人は、12万円から退職時には22万円ぐらいの給与を受け取っていたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している元同僚二人と申立人の標準報酬月額を比較すると、ほぼ同額で推移していることが確認できる上、そのうち一人は、「A社に勤務していた時の厚生年金保険の記録に事実と相違する点はない。申立人は、退職まで同じ課で勤務し、給与も私とほぼ同じぐらいだったと記憶している。」と陳述している。

また、A社の資料を保管するC社提出の申立人退職時の人事記録を見ると、申立人のA社における資格喪失時の標準報酬月額は15万円と記載されており、オンライン記録と一致する上、企業年金連合会提出の申立人に係る中脱記録照会(回答)によると、申立期間のうち、A社がE厚生年金基金に加入した昭和50年9月1日から申立人の資格喪失時までの標準報酬月額もオンライン記録と一致している。

さらに、C社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存していないとしており、申立人の報酬月額及び保険料控除額等を確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年4月から4年3月までは16万円、同年4月から同年7月までは17万円、同年8月から5年2月までは19万円、同年3月から同年9月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から16年3月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社提出の所得税源泉徴収簿の社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までは16万円、同年4月から同年7月までは17万円、同年8月から5年2月までは19万円、同年3月から同年9月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間のうち、平成3年4月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録における標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から11年1月1日までの期間及び12年1月1日から16年1月1日までの期間については、A社提出の賃金台帳で確認できる保険料控除額及び所得税源泉徴収簿の社会保険料控除額から推認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成11年1月1日から12年1月1日までの期間及び16年1月1日から同年3月21日までの期間については、申立人は給与明細書等を保管しておらず、事業所も賃金台帳等を保存していないため、当該期間における保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は同社B営業所から同社C営業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和54年4月1日にA社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和54年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月28日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社作成の退社証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の退社証明書並びにA社提出の賃金台帳及び所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和59年4月28日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年8月26日から同年9月1日までの期間も、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和33年8月26日）及び資格取得日（昭和33年9月1日）を取り消すことが必要である。

なお、昭和33年8月の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月30日から同年8月1日まで
② 昭和33年7月1日から同年8月1日まで
③ 昭和33年8月1日から34年3月1日まで
④ 昭和33年8月26日から同年9月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び④の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、昭和31年3月に入社し、平成10年6月に退社するまで継続して勤務したので、申立期間①、②及び④も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間③については、標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額よりも低く記録されているが、その当時、給料が下がったことはないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録、申立人が保管するA社の人事記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和31年5月30日にA社D営業所から同社E営業所に異動、33年7月1日に同社E営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること、

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらず、明らかでないと認められるとして、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年7月5日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、申立人のA社E営業所における資格取得日が昭和31年5月30日に、同社C営業所における資格取得日が33年7月1日に、標準報酬月額が、31年5月から同年7月までは9,000円、33年7月は1万円に訂正されている。

しかしながら、当初、申立人は申立期間④についても申立てを行っていたところ、申立期間④については、申立人のA社C営業所における昭和33年8月1日から同年8月26日までの期間に係る被保険者資格が認められることから、記録の訂正の必要はないと判断し、審議の対象としなかったが、申立期間②に係るあっせんに基づき、同社C営業所における資格取得日が同年7月1日と訂正されたことにより、同年7月は被保険者期間となったものの、同年8月26日の資格喪失の記録により、同年8月は被保険者期間に該当しないこととなった。

このため、今回、当委員会において、申立期間④について改めて審議した結果、雇用保険の加入記録、申立人が保管するA社の人事記録及びB社の回答から、申立人は、A社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

したがって、申立人の被保険者記録のうち、申立期間④に係る資格喪失日（昭和33年8月26日）及び資格取得日（昭和33年9月1日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和33年8月に係る訂正前の記録から、1万円とすることが妥当である。

大阪厚生年金 事案 11814

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便により、夫がA社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与よりも低く記録されていることが分かった。夫の申立期間の給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人の妻から提出された申立人のA社に係る給与明細書において、125万円の給与が支給され、当該給与から、申立期間当時の厚生年金保険に係る標準報酬月額の最高限度額である 47 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月及び同年 3 月については、給与明細書の提出はないが、当該期間について、申立人の妻は、「A社へは、当初から月給 100 万円、手当 25 万円（合計 125 万円）という条件で就職した。」としているところ、B社提出の申立人に係る労働契約書において同内容の記載を確認できることから、当該期間についても、同年 4 月以降と同様に 125 万円の給与が支給され、47 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書から確認できる保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、125万円の報酬月額に基づく届出を行ったとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月4日から同年10月1日まで

A社に平成元年9月4日から同年11月24日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が2か月分控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年10月1日と記録されている。

勤務していた全ての期間の給料支払明細表を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料支払明細表及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細表において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず不明であるが、申立人の当該事業所における厚生年金保

険被保険者資格の取得日が雇用保険における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成元年 10 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年12月15日の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

A社から申立期間に賞与が支給され、同社保管の資料では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の「利潤分配金04年12月給与明細書」及びA社提出の申立人に係る「平成16年01月～平成16年12月賃金台帳」により、申立人は、平成16年12月15日に支給された賞与において、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、B健康保険組合を通じて申立期間の賞与支払届を提出したと考えられる旨回答しているものの、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成23年4月1日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年3月11日から同年4月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年12月1日まで
② 平成7年3月11日から同年4月26日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社で勤務した申立期間①とA社で勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において、平成7年4月25日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び元取締役等に事情照会を行ったが回答は得られなかったことから、同社の事業を継承したC社の元事業主及び元取締役等に照会を行った結果、唯一連絡が取れた元取締役は、「A社の従業員に係る給与及び厚生年金保険に係る取扱いについては、C社においても同条件かつ途切れることがないよう引き受けたはずである。」旨陳述している。

さらに、同僚照会で回答を得た元従業員で、申立人と同日にA社で資格を喪失し、同日にC社で資格を取得している者は、上記の元取締役の説明を具体的かつ詳細に記憶している上、元従業員二人の回答から、申立人が申立期間において、勤務実態等が変更となった事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成7年3月11日に適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失し、同年4月26日にC社で資格を取得している元従業員は、申立人を含め7人認められることから、A社は、申立期間においても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上述のとおりA社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は所在不明のため保険料の納付について確認できないものの、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人が、唯一記憶しているとして挙げたB社の同質業務の同僚の氏名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、事情照会を行うことができないことから、同被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明した4人に事情照会を行い、回答のあった2人はいずれも申立人に係る記憶はないとしているものの、このうちの1人は、前述の申立人が名前を挙げた同僚に係る記憶はあるとしていることから、期間までは特定できないものの申立人の同社における勤務が推認できる。

しかし、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明で、他の役員二人は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立期間当時のB社における従業員数について、申立人は「20人ないし30人程度」、上述の事情照会で回答を得られた元従業員二人はそれぞれ「10人程度」及び「15人程度」としているところ、同社に係る前述の被保険者名簿において、当時の被保険者数は3人から最大で6人までとなっている。

さらに、申立期間直前の平成4年7月頃にB社に入社したとし、同年7月1日に同社において被保険者資格を取得している上述の元従業員のうちの一人は、「自身が入社した申立期間の始期には、B社は経営状況が芳しくなく、10人程度の従業員のうち、D職で厚生年金保険に加入している者はまずいなかったように記憶している。」と陳述している。

これらのことから、B社は、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和20年4月1日、資格喪失日は、同年9月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年7月31日から20年4月1日まで
② 昭和20年4月1日から同年9月20日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、高校の紹介でD社に勤務し、E業務に従事していたが、同社がA社C営業所に吸収されたことにより、上司及び同僚20人ぐらいで同社C営業所に異動した。その後、昭和20年3月*日に同社C営業所が焼失したため、数日後から同社B営業所で勤務した。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名であり、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険の被保険者記録(当該被保険者名簿によると、資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は同年9月20日)が確認できる。

また、申立人は、D社からA社C営業所勤務を経て、同社B営業所に勤務したとする同僚二人の名前を挙げているところ、D社及びA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該二人に係る被保険者記録が確認できることから、陳述と符合し、申立人が同社B営業所に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保

険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B営業所における資格取得日は昭和20年4月1日、資格喪失日は同年9月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和20年4月の被保険者名簿の記録から、100円とすることが妥当である。

申立期間①について、申立人の、申立期間前後の厚生年金保険被保険者記録及び申立人が記憶する申立期間当時の具体的かつ詳細な陳述から判断すると、申立人が申立期間にA社C営業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社C営業所は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社は、「当社は、申立期間当時、C営業所でE業務を行っていたことは社史により確認できるものの、申立期間当時の資料を保管していないため、当該営業所が厚生年金保険の適用事業所であったか否か、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否かについては確認できない。」としている。

さらに、オンライン記録により申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成18年12月7日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料控除が確認できる資料を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書及びA社提出の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額13万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年12月7日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月4日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月4日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から同年7月までは4,000円、同年8月は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月2日から同年11月1日まで
② 昭和26年7月1日から29年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間においてはA社のB部門、C部門及びD部門でE業務に従事し、昭和30年2月頃までおおむね継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①についてG県内のN業種事業所に係る記録を保管する同県提出のF業務従事者に係る「K資金支払証憑書」によると、申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月4日から同年9月1日までA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のF業務従事者に係る「K資金支払証憑書」の記録から、昭和25年4月から同年7月までは4,000円、同年8月は6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A

社は既に適用事業所ではなくなっており確認することはできないものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 25 年 4 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 25 年 3 月 2 日から同年 4 月 4 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、申立人が同僚として氏名を記憶する 6 人について、オンライン記録を調査したが、所在は確認できず、申立期間における勤務実態及び保険料控除について照会できない。

また、O組織からは、「申立人に係る F 業務従事者に係る『K 資金支払証憑書』は、昭和 25 年 4 月 4 日から同年 9 月 1 日までのものしかない。」旨の回答が有り、H組織に係る記録を保管する I 組織からは、「申立期間の申立人に係る被保険者記録は確認できない。」旨の回答が有る。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「J 職として勤務し、その後その雇用主により推薦されて、C 部門に半年ぐらいの期間勤務した。同部門の業務が終わった後は、D 部門で J 職として、子を身ごもり妊娠 6 か月になった昭和 30 年 2 月頃まで勤務した。」旨陳述している。

しかしながら、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号）により、連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用される者及び個人的に使用されるに至った者については、昭和 26 年 7 月 1 日以降は、L 職としての身分を喪失することとなり、M 職として使用される者は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならない取扱いとされているところ、上記通知により M 職等が厚生年金保険の強制被保険者とはならなくなった日付と申立人の資格喪失日は一致している。

また、C 部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同日付けで資格を取得している者が 16 人いるところ、所在を確認できるものはおらず、同事業所での勤務期間及び厚生年金保険料控除について照会できない。

さらに、A 社に係る記録を保管する O 組織及び H 組織に係る記録を保管する I 組織に照会したが、申立期間②に係る申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 25 年 3 月 2 日から同年 4 月 4 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間並びに申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成7年12月及び8年1月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から平成18年2月1日まで
② 平成18年2月11日から同年10月1日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低額になっている。

給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成7年12月及び8年1月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の破産管財人は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成4年3月から同年5月までの期間、5年4月から同年6月までの期間、同年8月から同年11月までの期間、6年6月、同年9月から同年11月までの期間、7年1月から同年5月までの期間、同年7月、同年8月、8年3月から同年6月までの期間、同年9月、同年11月、9年3月、同年4月、同年6月、14年9月から15年3月までの期間及び同年5月から16年6月までの期間については、申立人提出の給与明細書によると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額となっている期間があるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致しているか又は下回っていることから、記録訂正の必要は認められない。

また、申立期間①のうち、平成2年12月から4年2月までの期間、同年6月から5年3月までの期間、同年7月、11年12月から14年8月までの期間、15年4月及び16年7月から17年12月までの期間については、申立人は給与明細書を保管しておらず、申立人提出の「源泉徴収票」、「市民税・県民税特別徴収税額通知書」及びB市提出の「所得照会回答書」から当該期間の年次の社会保険料控除額が確認できるものの、いずれの年次も、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく社会保険料控除額（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）とおおむね一致しており、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

さらに、申立期間①のうち、昭和56年10月から平成2年11月までの期間、5年12月から6年5月までの期間、同年7月、同年8月、同年12月、7年6月、同年9月から同年11月までの期間、8年2月、同年7月、同年8月、同年10月、同年12月から9年2月までの期間、同年5月、同年7月から11年11月までの期間及び18年1月並びに申立期間②については、申立人は、給与明細書等の資料を保管していないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている形跡は見当たらない。

このほか、平成7年12月及び同年1月を除く申立期間①並びに申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成7年12月及び同年1月を除く申立期間①並びに申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和25年6月10日に、資格喪失日に係る記録を同年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月10日から同年9月10日まで

夫の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。

申立期間にA社のどの事業所で勤務していたかは分からないが、同社作成の在籍証明書から、夫は申立期間に同社に継続して勤務していたことが分かるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人提出のA社本社人事労政部長名の在籍証明書、同僚の厚生年金保険の加入記録及び陳述内容等から判断すると、申立人は申立期間を含めて同社に継続して勤務し(昭和25年6月10日にA社C営業所から同社B営業所に異動、同年9月10日に同社B営業所から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和25年5月及び同年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年6月から同年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。

私は、当該期間においても、その前後の期間と同様に約 59 万円の給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

A社から申立期間に賞与が支給され、同社保管の賃金台帳では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、年金事務所における申立期間の記録は、年金給付に反映されないものとなっているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照))に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る《申立期間》(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11824	女		昭和23年生		平成18年7月10日 平成19年12月10日	20万円 22万1,000円
11825	女		昭和33年生		平成18年7月10日 平成19年12月10日	15万円 22万1,000円
11826	男		昭和60年生		平成19年12月10日	15万円
11827	女		昭和53年生		平成18年7月10日 平成19年12月10日	16万5,000円 22万1,000円
11828	男		昭和36年生		平成19年12月10日	18万円
11829	女		昭和33年生		平成19年12月10日	15万円
11830	女		昭和46年生		平成18年7月10日 平成19年12月10日	20万円 22万1,000円
11831	女		昭和37年生		平成19年12月10日	15万円
11832	女		昭和35年生		平成19年12月10日	18万円

大阪国民年金 事案 5914 (事案 1774 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされている。しかし、昭和39年10月1日から厚生年金保険に加入しており、それまでは途切れることなく保険料を納付していたので、申立期間を納付済みであると認めてほしいと年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の喪失は同年9月1日であり、申立期間は国民年金の未加入期間となっている等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな事情はないが、私は、妻と婚約中から全て同一行動をとっており、国民年金及び厚生年金保険に継続して加入し、保険料を間違いなく納付してきたので、未加入及び未納期間は無いはずである。日本年金機構から「年金記録の確認のお知らせ」が届いたが、全く根拠のないことであり、一方的に判断されるのは心外である。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の喪失日は昭和39年9月1日であり、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できる、ii) 当時の国民年金保険料の納付は、通常であれば7月から9月までの3か月分を同時納付すると考えられるが、申立人においては7月及び8月の2か月分の納付となっていることのほか、申立人が当時勤務していたとするA社の法人設立が同年9月*日であること、国民年金被保険者資格の喪失日が同年9月1日となっていることなどを踏まえると、当時、申立人が保険料の納付の際に何らかの意思表示を

行ったと考えるのが自然である、iii) 申立期間は国民年金の未加入期間となることから、国民年金保険料の納付が無い場合でも、納付勧奨はなかったとするのが相当である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果が納付できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5915 (事案 1775 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年7月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされている。しかし、夫は昭和39年10月1日から厚生年金保険に加入しており、私も同様に同年9月までは保険料を納付していたはずであり、また、厚生年金保険も夫と同様に同年10月1日から加入したはずであるが未加入なら、保険料を納付していたはずであるとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の喪失は同年9月1日であり、その後国民年金の被保険者資格を再取得している形跡は認められない等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな事情はないが、私は、夫と婚約中から全て同一行動をとっており、国民年金及び厚生年金保険に継続して加入し、保険料を間違いなく納付してきたので、未加入及び未納期間は無いはずである。日本年金機構から「年金記録の確認のお知らせ」が届いたが、全く根拠のないことであり、一方的に判断されるのは心外である。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年9月に係る申立てについては、i) 申立人の特殊台帳を見ると、国民年金被保険者資格の喪失日は同年9月1日であり、当該期間は国民年金の未加入期間となっていることが確認できる、ii) 当時の国民年金保険料の納付は、通常であれば7月から9月までの3か月分を同時納付すると考えられるが、申立人においては7月及び8月の2か月分の納付となっていることのほか、申立人が、当時、夫婦で勤務していたとするA社の法人設立が同年9月*日であること、国民年金被保険者資格の喪失日が同年9月1日と

なっていることなどを踏まえると、当時、申立人が保険料の納付の際に何らかの意思表示を行ったと考えるのが自然である等として、また、申立期間のうち、同年10月から40年7月までの期間に係る申立てについては、iii) 申立人の夫が39年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得後は、申立人は、国民年金の任意加入被保険者となることが可能であるものの、申立人の特殊台帳を見ると、当該期間に国民年金の被保険者資格を再取得した形跡は見られない、iv) 当該期間は国民年金の未加入期間となることから、保険料の納付が無い場合でも、納付勧奨はなかったとするのが相当である等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果が納付できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 10 月までの期間及び平成元年 12 月から 3 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月から同年 10 月まで
② 平成元年 12 月から 3 年 8 月まで

私は、会社を退職後、国民年金保険料の納付は義務と思い、A 市役所で加
入手続を行い、毎月 1 万 3,000 円ぐらいの保険料を最寄りの郵便局又は市役
所で納付していた。

国民年金保険料が未納であると、後々、その分を納付したり、もらえる年
金額が少なくなることは知っていたので、申立期間の保険料を納付しないこ
とはないと思う。

申立期間①及び②が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月 1 万
3,000 円ぐらいの国民年金保険料を郵便局又は同市役所で納付していたと申
し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人が平成 12
年 12 月に会社を退職した直後の同年 12 月 8 日に加入手続が行われ、申立期間
①及び②を国民年金被保険者期間として遡って資格を追加していることが A
市の国民年金被保険者名簿により確認できる。この場合、当該加入手続が行わ
れるまでは、申立期間①及び②は、未加入期間である上、加入手続時点におい
ては、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であ
る。

また、申立人は、上記加入手続が行われた平成 12 年 12 月から国民年金保険
料の納付を開始し、次に再就職する直前の 18 年 12 月まで保険料を完納してい

ることが申立人のオンライン記録により確認できるところ、当時の保険料月額
は、申立人が記憶する毎月の保険料額とほぼ一致していることから、申立人の
記憶は、この当時の記憶であると考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、
別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録によ
り各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索
ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたこ
とをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料
について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、
ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当
たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から14年3月までの期間、同年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から14年3月まで
② 平成14年5月及び同年6月

私は、結婚後の平成14年頃、実家の母にそれまで未納となっていた国民年金保険料を納付するよう言われたので、実家に届いていた納付書で40万円ぐらいの保険料を銀行で一括して納付した。夫の当時の預金通帳を見ると、同年5月31日に夫の退職金として約40万円が入金されているので、これを私の保険料に充てたと思う。

それにもかかわらず、平成14年4月の1か月しか納付記録がなく、前後の申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の退職金約40万円を原資として、それまでの未納期間の国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、平成14年4月の1か月しか納付記録がないと申し立てている。

そこで、納付記録にある平成14年4月の国民年金保険料について、その納付日を見ると、申立人の夫の退職金が入金された同年5月31日前の同年5月22日に納付されていることが申立人のオンライン記録により確認できることから、夫の退職金を原資として当該保険料と一緒に一括して納付したとする申立人の説明と符合しない。

また、平成14年4月の国民年金保険料が納付された同年5月22日時点において、申立期間①のうち、12年3月以前の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の同年4月以降の期間及び申立期間②については、過年度保険料及び現年度保険料となるため、納付期間によって納付書の様式及び発行機関等が異なるものと考えられるが、

申立人の当時の納付書等に関する記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする時期は、保険料の収納事務が国に一元化された時期であり、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が一層促進されるなど、記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている。

加えて、申立人の夫の預金通帳以外に申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年9月まで

私は、会社を退職後、両親に言われて、A市役所で国民年金への切替手続きを行い、納付書が送付されてくれば、これまでも必ず市役所の支払窓口等で国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間に納付記録が無いのはおかしい。もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録及びA市役所の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が会社に就職し厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和61年4月24日に国民年金被保険者の資格を喪失後、62年10月10日に同資格を再取得していることが確認できることから、これらの記録は、申立人の年金手帳に記載された資格喪失日及び資格再取得日と一致している上、申立人の厚生年金保険被保険者の資格は、国民年金被保険者の資格を再取得した日の1年前である61年10月11日に喪失していることが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立期間は、記録の上では、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、会社を退職後すぐに国民年金への切替手続きを行ったとしているところ、申立期間直後の昭和62年10月及び同年11月の国民年金保険料は同年11月26日に納付されたことが、オンライン記録上確認できることから、申立人が国民年金被保険者の資格を再取得した同年10月10日のすぐ後に保険料の納付を開始したことがうかがえる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号

が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

私が20歳になってしばらくした頃、当時、私は大学生であったことから、母がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。

母は、私の平成5年度の納付書つづりがA市役所から送付されてきた頃、それを持参して同市役所に出向き、未納となっていた平成3年3月以前の国民年金保険料を納付したいと申し出たところ、職員から、2年前の同年1月まで遡って納付が可能であるので、平成5年度の納付書を使用して納付するよう言われ、申立期間の3か月の保険料を納付してくれた。しかし、母は、当時、なぜ同年度の納付書で納付期間の異なる平成3年1月から同年3月までの保険料を納付するのか疑問に感じていたので、5年分の確定申告に際しては、社会保険料控除額に加算せず、当時の領収証書のみを納付した証明として保管しておいたと言っている。

申立期間に納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録から、平成4年7月又は同年8月頃に加入手続が行われたものと推定され、国民年金法の改正により学生が国民年金の強制加入被保険者とされた3年4月1日まで遡って同被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録及びA市の国民年金被保険者台帳により確認できる。この場合、申立期間は、学生の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親が所持する申立人に係る平成5年度の国民年金保険料

納付書つづりを見ると、平成5年4月から同年6月までの保険料について納付したことを示す金融機関の領収印が確認できるが、これをもって、納付期間及び保険料額の異なる申立期間の保険料を納付したとする証明とはなり得ないものと考えられる。

さらに、申立人の母親から提出のあった平成4年分から6年分までの確定申告書控えを見ると、各年の国民年金保険料控除額は、申立期間直後の3年4月以降の申立人のオンライン記録及びその母親が陳述する当時の納付状況に基づく納付金額と一致している上、当該確定申告書控え以外に申立人の母親が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、メモ等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の加入手続が行われたとみられる平成4年7月又は同年8月時点において、申立期間直後の3年4月から4年3月までの国民年金保険料は、遡って納付することとなる過年度保険料であることから、A市役所に出向いて過去の未納期間の保険料を納付したいと申し出たとする申立人の母親の記憶は、当該過年度保険料を納付した際の記憶である可能性を否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から60年5月まで

昭和50年1月頃、母が当時大学生であった私の国民年金の任意加入手続をA市役所で行い、両親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私が大学院生となった昭和54年頃、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたことを知り、その後は、60年に勤務するまで自身で主に口座振替により保険料を納付していた。

申立期間に納付記録が無いので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月頃、母親が当時大学生であった申立人の国民年金の任意加入手続を行ってくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、62年4月頃に加入手続が行われたものと推定され、加入時期において申立内容と符合しない上、申立人のオンライン記録を見ると、共済組合員の資格を喪失した同年4月1日に初めて国民年金の第1号被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格取得日と一致している。この場合、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、任意加入手続を行った別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当

たらないほか、申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ってくれたとするその母親は、加入当時における年金手帳の受領等の状況について具体的な記憶は定かではないとしている。

さらに、申立期間は10年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、申立期間当時、母が集金人に私の国民年金保険料を納付してくれているのを何度も見た記憶があるので、母が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月、保険料を納付してくれていたはずである。

当時は国民年金手帳というものが存在しない時代であったので、集金人に国民年金保険料を納付すると、^{わら}藁半紙のような紙に領収印を押していたことを覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において資格取得の要件を満たしていた者は、基本的に同年4月1日に取得するものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度の適用特別対策において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に職権適用による加入手続が行われたものと推定され、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人の特殊台帳等により確認できる。この場合、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間については、その大部分が職権適用前の期間であり、保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付してくれていたと

するその母親は既に亡くなっていることから、当時の納付状況は不明である。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、申立期間当時は国民年金手帳というものが存在しない時代であり、集金人に保険料を納付すると、藁半紙のような紙に領収印を押していたとしているが、A市では、国民年金制度の発足当初から昭和50年3月まで、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式を採用していたことが確認されていることから、申立人の母親が集金人に毎月納付してくれていたとする保険料は、国民年金保険料ではなかった可能性が高い。

さらに、申立期間は6年間に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5922

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私が昭和50年12月末に会社を退職後、A市役所から国民年金保険料の納付書が届くようになり、父から納付するように言われて気にはしていたが、私は51年中には保険料を納付しなかった。

しかし、その後、具体的な時期は定かではないが、昭和52年の夏頃、A市役所の国民年金課窓口で現金を持参して、申立期間の1年分の国民年金保険料を納付したことはよく覚えているのに、当該期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職直後の昭和51年1月以降のA市が発行した3連式の現年度納付書及び申立期間に係るB社会保険事務所(当時)が発行した3枚複写の国庫金納付書を所持しているところ、それぞれ「納付書・領収証書」、「領収控」及び「領収済通知書」が全て残存しており、そのいずれにも領収印が無いことから、これらの納付書からは、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを認めることはできない。

また、申立人は、A市国民年金課が申立人の免除処理のため国民年金手帳を預かったことを証する昭和52年6月20日付けの「預り証」を所持しており、申立人のオンライン記録によると、申立期間直後の同年4月から、申立人が結婚しC市に転居する直前の53年10月までの期間が申請免除期間であることから、申立人が52年の夏頃にA市役所の国民年金課窓口に行ったとする記憶は、当該免除申請手続の記憶である可能性が考えられる。

さらに、上記納付書以外に申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年8月まで

私は、時期は定かでないが、昭和43年9月頃に、母に勧められて国民年金に加入した。加入手続は母にしてもらった。

申立期間当時、私は、個人経営の事業所に勤めていたので、私が結婚するまでは、母が私の国民年金保険料を納付していた。保険料の納付方法はよく覚えていないが、集金人が来ていたように記憶している。

母は、既に亡くなっており、確認することはできないが、とてもきっちりした人で、国民年金保険料の納付は国民の義務だと言っていたので、未納期間があるのにそのままにしておくはずがない。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、昭和44年9月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推定できることから、43年9月頃に申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人に納付することはできない。

さらに、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和44年4月から同年8月までの国民年金保険料は現年度納付することが可能であるが、当該現年度納付をするためには、同年4月まで遡った保険料を一括又は分割して納付する必要がある。しかし、申立人は、「毎月、家にお金を入れていたので、その中から母が、保険料を納付してくれていた。」等と陳述するのみで、申立人

の母親が、申立期間の保険料を遡って納付をした事情をうかがうことができない。

加えて、申立人のオンライン記録を見ると、申立人の国民年金の加入手続きがされた当月の昭和44年9月から45年3月までの国民年金保険料が、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の母親は、申立人の加入手続きをした44年9月以降の国民年金保険料を、申立人から毎月渡される金額の中から継続して現年度納付していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、保険料の納付方法等についての当時の具体的な事情は不明であり、申立人から、その母親が申立期間の保険料を納付していたとする事情を酌み取ろうとしたが、周辺事情を見いだすことができなかった。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から58年3月まで

私が資格取得の要件を満たした当時は学生だったが、母親が昭和55年*月頃に国民年金の加入手続を行い、私に代わって国民年金保険料を納めてくれていた。母親から、近所のA銀行の窓口で保険料を納め、領収書は一時保存していたが捨ててしまったと聞いている。7歳年下の妹についても、母親が私と同様に妹が資格取得の要件を満たした時に加入手続を行い、保険料を納めていたようだ。母親はB職だったこともあり、きちんとした性格なので、納めていないということはないと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格取得の要件を満たした時にその母が国民年金の加入手続をしてくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年10月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人の母親は加入手続時に付加年金にも加入したと陳述しているところ、申立人が所持する年金手帳には「付加申出 58. 9. 30」と記載されていることが確認でき、申立人の母親の陳述と符合していることから、申立人の加入手続は同年9月頃と推認できる。この場合、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される時点からすると申立期間の一部は過年度納付が可能であるが、申立人の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、加入手続時に遡って過去の保険料を納付したことはないと陳述している。

さらに、申立人は、申立人の妹についても資格取得の要件を満たした時に申立人の母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたようだと主張しているが、申立人の妹に係るオンライン記録によると、20歳に達した昭和62

年1月以降、平成元年3月までは国民年金に未加入であり、申立内容とは一致しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は保険料納付等についての記憶が曖昧であり、加入手続及び納付の状況は不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年5月まで

私は、昭和47年1月にA社を退職し、会社を起こしたが厚生年金保険及び健康保険の準備ができなかったため、元妻が同年3月頃にB市役所で夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、その後、国民年金と国民健康保険の保険料を毎月納付してくれていた記憶がある。また、国民年金手帳の表紙はカーキ色であり、保険料額は一人500円及び600円程度から最後は1,000円ぐらいまで上がっていったと思う。

昭和49年*月に子が誕生した際、B市役所から祝い金を支給された記憶があり、これは元妻が毎月、国民健康保険料を納め続けていたからで、一緒に国民年金保険料も納めていたはずである。調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月頃に申立人の元妻が夫婦二人分の国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったとしているが、申立人の元妻は、離婚した時期と同じ52年10月に国民年金手帳記号番号が払い出され、同月26日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認でき、その頃に加入手続が行われたと推認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり申立内容とは一致しない。

また、申立期間当時B市では、国民年金保険料は3か月分の保険料を1枚の納付書で納付することとされている一方、国民健康保険料は2か月分の納付書で納付することとされており、毎月一緒に納付したとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人には昭和41年4月頃に国民年金手帳記号番号が払い出され

ているが、当該手帳記号番号の納付記録を見ると、基礎年金番号に統合されて以後の平成23年2月に昭和46年3月以降の国民年金被保険者資格の全ての得喪記録が追加訂正されており、42年2月24日に厚生年金被保険者となったことから同資格を喪失して以降、記録が訂正されるまで国民年金に再加入することなく未加入期間が続いていたと考えられることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する時期においては、制度上、納付することはできず、記録が訂正された時点では時効により納付できない。

加えて、申立人に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を任されていた申立人の元妻は既に亡くなっているため、申立期間当時の保険料の納付の詳細は不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年6月まで

私は平成11年10月に退職した後、国民年金の加入手続をした覚えはなかったが、自宅に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、届いた納付書に現金を添えて、申立期間の保険料を一括でA郵便局の窓口で納付した。納付した時期及び保険料額については定かではないが、申立期間の保険料を納付したのは確かなので、この期間が未納とされているのは納得できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立期間について平成12年6月に第1号・第3号被保険者の取得勸奨、13年8月に未加入期間の国民年金適用勸奨を受けていることが確認でき、同時点において、申立期間は国民年金に未加入期間であることから、国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度の導入後の期間であり、事務処理はオンライン化され、電算による納付書の作成、領収済通知書のOCR（光学的文字読取装置）による読取入力等、国民年金保険料の収納に係る事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5927 (事案 5155 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 63 年 3 月まで

国民年金の加入については、母に全て任せていたのではっきりとは分からないが、私が資格取得の要件を満たした昭和 59 年*月頃、母が、A 市役所で加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれており、保険料の納付方法は、母もはっきりとは覚えていないが、集金人に納付し、年金手帳に検認印を押してもらっていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

以上を、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、平成 22 年 12 月 10 日付けで、年金記録の訂正のあっせんは行わない旨の通知を受けたが、その判断理由の一つとして、母親が陳述した国民年金保険料の納付方法が、当時の制度状況と符合しないことを挙げている。

しかし、母親に確認したところ、当時のことについては、はっきり覚えていないとしており、記憶違いの陳述をもとに、消極の評価をされたことは納得できない。

また、私と母親との当時のやりとりなどについても、全く委員会の判断に反映されていない。再申立てを行うので、私と母親との当時のやりとりの記憶などについても評価した上で、もう一度審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録に

より各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人の母親は、申立期間の保険料について、自宅に来た集金人に保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたとしているものの、申立期間当時のA市における保険料の収納方法は、納付書による自主納付方式が通例であり、当時の制度状況と符合しないこと、iv) 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付について関与しておらず、また、保険料の納付を担っていたとする申立人の母親から、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母親が前回の申立時において、申立期間の国民年金保険料の納付方法については、自宅に来た集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたとしていたものの、前回の申立ての際の陳述は、申立人の母親自身に係る保険料の納付の記憶と混同していたかもしれず、母親は、申立人に係る保険料の納付については、はっきりとは覚えていない旨、陳述している。

また、申立人は、申立期間当時における国民年金保険料の納付等に係る申立人の母親とのやりとりを覚えていると主張しており、改めて申立人及びその母親から陳述を求めたものの、国民年金への加入及び保険料の納付に係る具体的な陳述は得られなかった。

以上のおり、今回の陳述からは、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情等は見当たらず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から55年5月まで

昭和45年7月に会社を辞めてから、55年6月に厚生年金保険に加入するまでの期間については、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、結婚後の期間も含めて、母がA市役所等で納付してくれていた。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間とされていないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、昭和43年10月20日を国民年金被保険者資格の取得日として、45年8月17日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の母親がどのように当該期間の保険料を納付していたかは覚えていないと陳述していることから、具体的な納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人はA市在住当時、不在被保険者として取り扱われていたことをうかがわせる「不在A」の押印が確認できる上、その後の転居先であるB市の年度別納付状況リストを見ると、昭和59年5月10日現在の記録として、申立期間の一部を含む、54年4月から56年3月までについては免除期間であり、また、それより前の期間である43年10月から54年3月までについては未納期間であったことが確認できる。

なお、申立期間のうち、昭和54年4月から55年5月までの期間については、当初は未納期間と記録されていたが、上記のとおり、B市の年度別納付状況リストから54年4月から56年3月までの免除記録が確認できたため、平成23年6月1日付けで免除期間へと記録が訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は9年10か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを担っていたとする申立人の母親は既に他界しており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から43年3月まで

昭和40年5月から姉が結婚するまでの期間については、母親が、自分たち夫婦及び私たち姉弟の4人分の国民年金保険料を、集金人に納付してくれていたはずである。また、その後は、姉を除いた3人分の保険料を同じく集金人に納付してくれていたはずである。

国民年金保険料を納付してくれていた母親は既に他界しており、また、私自身は、保険料の納付には関与していないが、母親はきっちりした性格の人だったので、自分たち夫婦及び長女の保険料を納付し、私の保険料のみ納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和40年5月17日を国民年金被保険者資格の取得日として、43年10月31日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も、同年11月7日となっており、この手帳記号番号の払出時点等において、申立期間のうち、40年5月から同年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、申立期間のうち、41年1月から43年3月までの保険料は過年度納付できるものの、申立人は、その母親が集金人に保険料を納付していたとしており、現年度保険料しか取り扱わないことが通例である集金人に納付することはできない。

また、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点等において、23歳であり、60歳到達まで未納無く国民年金保険料を納付することで、年金受給権を十分確保できる状況にあったことから、当時、集金人及び市役所担当者が、納付可能な過年度保険料の納付を勧めたとも考え難い。

さらに、上記のとおり、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は昭和 43 年 11 月 7 日とされており、この国民年金手帳を見ると、発行当日に同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる一方、昭和 42 年度の印紙検認記録欄に検認印は無く、同年度の印紙検認台紙は、割印の上、切り取られている。

このことから、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、集金人に納付可能な昭和 43 年 4 月から同年 12 月までの現年度保険料を一括して納付したものの、それより前の申立期間の過年度保険料については、納付しなかったと考えるのが相当である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、また、申立人の保険料の納付を担っていたとするその母親は既に他界しており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年1月まで

20歳到達当時、私は大学生であり、母親がA市役所に国民年金の加入について問い合わせたところ、学生は特に加入しなくてもよいと教えられたため、加入手続は行わなかった。

その後、社会人となり、最初に会社を退職した平成元年9月頃に、A市役所で国民年金に加入したはずである。

申立期間の国民年金保険料は、郵送された納付書に、月額8,000円程度の保険料を添えて、A市役所の窓口で、毎月、納期限内に納付したと思う。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に会社を退職した平成元年9月頃に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるとしている。

しかし、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得履歴について、オンライン記録を見ると、申立期間に当たる平成元年8月21日付け取得及び2年2月19日付け喪失の記録については、9年後の10年10月12日になって、加入勧奨を受けたことにより資格得喪手続が行われた同年6月21日付け取得及び同年8月10日付け喪失の記録を加えると同時に、追加されていることが確認でき、この追加処理以前においては、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていたものと考えられる。

また、オンライン記録を見ると、上記の追加処理により、新たに国民年金の加入期間となった平成10年6月及び同年7月の国民年金保険料については、同年11月2日に現年度納付していることが確認でき、当該時点において、申

立期間の保険料については、既に時効により納付できなかつたと考えるのが相当である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

大学生も強制加入になった平成3年4月頃、国民年金の加入勧奨通知が届き、母がA市役所で加入手続をしてくれたと思う。

当時は大学生で収入が無かったことから、国民年金保険料の免除を申請したかったが、親に一定の収入があることからできなかったため、送付されてきた納付書により、母が加入当初である申立期間1年分の保険料を一括で納付してくれたはずである。

なお、その際の領収証書は、母が、平成4年3月に税務署へ確定申告書を提出した際に添付したため、手元には残っていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、はっきりとした納付時期は覚えていないが、大学生も強制加入とされた平成3年4月から間もない時期に、申立人の母親が一括して納付してくれたはずであるとしている。

しかし、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A市において、その約1年後の平成4年3月ないし同年4月頃に払い出されたと推認でき、陳述する時期とは符合しない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出時期において、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるものの、申立人は、平成4年3月にその母親が確定申告を行った際、社会保険料控除のため、申立期間の保険料に係る領収書を添付したはずであるとしているところ、その場合に対象となる社会保険料は、3年1月から同年12月までの間に納付した保険料であり、4年1月以降に納付した保険料は含まれないなど、申立期間の保険料について、

手帳記号番号の払出時期以降、遡って納付したことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金の加入期間における国民年金保険料については、全て前納していることを踏まえると、申立人が一括して納付したとするのは、当該時期以降の保険料に係る納付の記憶である可能性を否定できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人及びその母が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11833 (事案 3047 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は同社で夫と一緒に働いており、夫の加入記録が、昭和 39 年 10 月 1 日から有るのに、私の加入記録は、40 年 8 月 1 日からとなっている。

それで夫と同じように年金に加入していたと思っていたのに、未加入とされている期間が有るのは納得できないとして年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、申立期間中に在職していたとしても、厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である等として、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな事情はないが、私は、夫と婚約中から全て同一行動をとっており、国民年金及び厚生年金保険に継続して加入し、保険料を間違いなく納付してきたので、未加入及び未納期間は無いはずである。日本年金機構から「年金記録の確認のお知らせ」が届いたが、全く根拠のないことであり、一方的に判断されるのは心外である。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 8 月 1 日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人がA社に在職していたことは、同社の代表者の妻及び同僚の陳述から認められるものの、申立期間において継続して同社に在職していたことを確認するには至らなかった、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の資格取得日は社会保険庁(当時)の記録どおり同年 8 月 1 日であることが確認できる、iii) 同社が、厚生年金保険の適用

事業所となった際の資格取得者に申立人の氏名は確認できず、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に空白は見られなかった等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果が納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び事情の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月1日から同年10月1日までの期間について、年金に未加入の期間は存在しないので、当該期間についても国民年金又は厚生年金保険に継続して加入していたはずであると申し立てているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、連絡先が判明した元従業員12人に照会し3人から回答を得たが、うち1人（同人のA社における被保険者記録は、昭和39年10月1日から42年3月18日まで）は、「申立人は知っているが、勤務時期は不明である。」旨陳述し、残り2人は申立人を記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11834

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、妻と婚約中から全て同一行動をとっており、国民年金及び厚生年金保険に継続して加入し、保険料を間違いなく納付してきたので、未加入及び未納期間は無いはずである。日本年金機構から「年金記録の確認のお知らせ」が届いたが、全く根拠のないことであり、一方的に判断されるのは心外である。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間もA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で資格を取得した日と同日の昭和39年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主（A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同日。）についてオンライン記録を見ると、申立期間前の昭和36年4月から、同社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の39年9月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社は、平成8年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述の元事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年11月1日から6年4月1日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月1日から7年1月14日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月1日から6年4月1日まで
② 平成6年4月1日から7年1月14日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間①については、標準報酬月額を引き下げる届出書を提出した記憶はない。申立期間②については、給与支給額は手取りで120万円程度であった。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成6年9月7日付けで、4年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられており、同僚一人についても、申立期間において、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記の記録によると、申立人は同社設立時から解散時まで同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人の長男は、「私は、A社及び申立人が代表取締役だった別会社のB社の取締役として勤務していたが、申立期間当時は、両社の社会保険事務を担当していた。平成5年頃、両社とも経営状態が悪くなり、従業員の給料は

遅れがちで、社会保険事務所(当時)に対し、保険料の滞納があった。しかし、申立人の標準報酬月額の引下げ手続をした記憶はない。」旨陳述している。

さらに、申立人は、平成22年*月*日に死亡しており、陳述を得ることはできないところ、申立期間に係る遡及訂正処理に関し、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間②については、当時の経理担当者に照会を行ったものの回答が得られない上、前述のとおり申立人は既に死亡しており、申立期間において、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料が、その主張する標準報酬月額に基づく額であったか否かについても、これを明らかにする給与明細書及び源泉徴収票等の資料が無く、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成6年4月1日付けで53万円から9万8,000円に随時改定された後、同年8月26日付けで、一旦、取消処理がなされているものの、標準報酬月額に変動は無く、申立期間における申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された等の形跡も見られない。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月頃から29年4月頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社でB業務従事者として勤務し、給与はC組織から受け取っていた。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚であったと記憶する者の一人が、「申立人を覚えていないが、自身は、DにあったA社でB業務の仕事をしていた。」と陳述していることから、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間当時にA社においてB業務従事者として勤務していたことがうかがえる。

しかし、駐留軍従業員に係る社会保険の取扱いについては、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知）に基づき、昭和26年7月1日以降は、E業務等に使用される者は強制被保険者となるが、F業務等に使用される者は強制被保険者とならないこととされている。

また、日本人従業員の労務管理を行っていたC組織は、昭和33年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 10 日から 54 年 2 月 1 日まで
② 昭和 54 年 3 月 31 日から 55 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、空白期間も無く昭和 46 年から 57 年頃まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 56 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した元従業員 14 人に照会し7人から回答を得たが、4人は申立人を覚えておらず、3人は、「申立人を覚えているが、申立期間に勤務していたかどうかまでは分からない。」と陳述していることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄を見ると、昭和 51 年 2 月 10 日の資格の喪失に伴い申立人から健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返 51. 4. 7」の押印が確認できるほか、同名簿の記載内容に不自然な点も見当たらない。

加えて、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は昭

和 51 年 2 月 9 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している上、申立人は、同年 4 月 9 日に求職の申込みを行い、基本手当を受給（受給期間は、昭和 51 年 4 月 16 日から同年 12 月 12 日まで。）していることが確認できる。

また、申立期間②については、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員は 3 人が確認できるものの、回答が得られた 1 人は、前述の回答を得た 7 人のうちの 1 人であり、「申立人を覚えているが、申立期間に勤務していたかどうかまでは分からない。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚二人は、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、職業安定所の紹介を受けて昭和 57 年 9 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時から事務を担当していたとする事業主の妻は、「申立期間当時は、入社当初の3か月ないし6か月程度、社会保険に加入させない試用期間を設けていた。また、加入手続が済んで健康保険被保険者証を本人に渡すまでは保険料を給与から控除することはない。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に同社で被保険者記録の有る元従業員 17 人に照会し 4 人から回答を得たが、そのうち一人は、「A社に入社したのは昭和 54 年であるが、厚生年金保険に加入したのは、入社後しばらくしてからになっている。」(オンライン記録では、昭和 55 年 12 月 1 日に資格を取得) 旨陳述している。

さらに、B厚生年金基金の加入記録で確認できる申立人の資格取得日は昭和 58 年 3 月 1 日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 26 日から 33 年 2 月 8 日まで
② 昭和 33 年 2 月 8 日から 36 年 6 月 26 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和37年2月1日に支給決定されていることが確認できる上、その支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、支給決定当時は、既に通算年金制度が施行されていたが、申立人は、国民年金の強制加入期間が有るものの、昭和36年12月から約1年6か月の間、国民年金に未加入であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の後に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されている上、未請求期間について申立人は、厚生年金保険に加入していた認識はなかった等と陳述していることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
② 昭和 29 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 31 日まで

ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①は、中学卒業後に集団就職し、A市又はB市にあった、社名に「C」又は「D」という名前が付く会社で勤務した。

申立期間②は、E市にあったF社で勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A市又はB市にあった、社名に「C」又は「D」という名前が付く会社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ても、当該申立てに係る厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立事業所に係る商業登記の記録を確認することができない。

さらに、申立人は、集団就職により入社したとしていることから、申立人の卒業校に照会したが、同校では、「当時の資料は無く、集団就職先の事業所名は不明である。」と回答している。

加えて、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

申立期間②については、申立人は、E市にあったF社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ても、F社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）E支店に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社（現在は、D社）に勤務した期間のうちの申立期間②に係る加入記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和 43 年 4 月 1 日から 6 年間正社員として勤務しており、正社員なのだから、その退職日は当然月末付けとされるはずである。

また、C社で最初に勤務した際にも、昭和 51 年 7 月 31 日まで勤務しており、雇用保険の受給資格者証を見ても、同日付けで離職となっている。

私は、どの勤め先であっても、月末まで勤務した上で退職しているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びB社の人事記録において、申立人の離職日が、いずれも昭和 49 年 3 月 30 日とされていることが確認できる上、同社は、「保存期限外につき保険料控除等の資料は無いが、申立人に係る人事記録の退職日が昭和 49 年 3 月 30 日であることから、同年 3 月 31 日付けで被保険者資格喪失の届出を行い、同年 3 月の保険料控除はしていなかったと思われる。」としており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、B社は、「当時、A社では、運営上の規定として、自己都合で退職する女子は、実際の最後の出勤日付けで退職することとされていた。」としてい

るところ、申立人は、自身の勤務状況について、「当時、勤務は月曜日から土曜日まで（日曜日は、休み）であった。私は、結婚を理由に退職した。」と陳述しており、自己都合による退職である上、暦上、昭和49年3月31日は日曜日であることから、申立人の同年3月における最終出勤日は同年3月30日の土曜日であったと考えられ、このことは、前述の雇用保険の加入記録及び人事記録とも一致する。

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もC社で勤務していたことが確認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日の前後に、月末に近い日付で資格を喪失している元従業員12人（申立人を含む。）の雇用保険と厚生年金保険の加入記録を調査したところ、このうち両保険の加入期間が一致する者は6人であることから、同社においては、必ずしも雇用保険の離職日の翌日を厚生年金保険の資格喪失日として届出していたわけではなかったことがうかがえる。

また、D社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」としており、申立期間当時の給与計算担当者も、「退職時の給与から保険料を控除したかは覚えていない。」と陳述していることから、これらの者から申立人の申立期間に係る保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、C社に勤務していた複数の元従業員に照会したが、同社での退職月に係る保険料控除について具体的に記憶している者はおらず、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月1日から25年4月1日まで
② 昭和25年11月7日から26年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間もA社又は同社と同じ所在地にあった関連事業所のB社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社又は同社と同じ所在地にあった関連事業所のB社のどちらかに勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において被保険者資格を取得した日と同日の昭和26年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社は、「申立期間当時の関連資料が無いため、申立人の勤務等について確認できない。」としている。

さらに、A社は、昭和26年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の取締役は死亡又は住所不明であるため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年4月1日に被保険者資格を取得している元従業員に照会し、2人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

また、A社及びB社に係る前述の被保険者名簿には、申立人が記憶する同僚6人の氏名が確認できることから、これらの者の加入記録を調査したところ、申立人とほぼ同様の被保険者資格の取得及び喪失の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年9月2日から55年7月24日までの期間、同年8月1日から56年7月21日までの期間、同年8月1日から57年7月21日までの期間及び同年8月1日から58年2月9日までの期間については、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和55年7月24日から同年8月1日までの期間、56年7月21日から同年8月1日までの期間及び57年7月21日から同年8月1日までの期間については、申立人が、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月2日から55年7月24日まで
② 昭和55年8月1日から56年7月21日まで
③ 昭和56年8月1日から57年7月21日まで
④ 昭和57年8月1日から58年2月9日まで
⑤ 昭和55年7月24日から同年8月1日まで
⑥ 昭和56年7月21日から同年8月1日まで
⑦ 昭和57年7月21日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及び同社の子会社であるB社（合併により現在は、C社）にD業務従事者として勤務した期間のうち、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。毎月の給与として、歩合給を含めて、申立期間①は、25万円ないし30万円、申立期間②、③及び④は30万円ないし40万円ぐらいは支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

また、B社で勤務した期間のうち、申立期間⑤、⑥及び⑦の加入記録が無いことが分かった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、給与額は歩合給を含めて25万円ないし30万円であったのに、標準報酬月額はこれより低く記録されていると申し立てているところ、申立人提出の預金通帳を見ると、昭和55年3月分の給与と思われる振込額は約18万円であるが、同月の標準報酬月額は16万円と記録されている。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書及び源泉徴収票を所持していないため、申立期間における保険料控除額等を確認できない。

また、A社は、平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び申立人が経理事務担当者であったと記憶する者に照会したが回答が無いため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人と同時期に資格を取得している複数の元従業員の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額で推移しており、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員と比較して低額であるという事情はうかがえない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人は、給与額は歩合給を含めて30万円から40万円であったのに、標準報酬月額はこれより低く記録されていると申し立てているところ、申立人提出の預金通帳を見ると、申立期間のほぼ全ての月について約16万円から36万円までの間の振込額が確認できるが、申立期間の標準報酬月額は9万2,000円と記録されている。

しかし、申立人は、申立期間に係る給与明細書及び源泉徴収票を所持していないため、申立期間における保険料控除額等を確認できない。

また、B社は、平成9年の合併により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、合併先のC社は、「当社は営業権のみを譲渡されたので、当時の従業員に係る資料は一切無い。」としている上、申立期間当時の事業主に照会したが回答が無いため、事業所等から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同職種の同僚4人及び同僚照会に対して申立人と同職種であったと回答している2人について、オンライン記録により申立期間の標準報酬月額を見ると、6人全員が申立人と同一額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚と比較して低額であるという事情はうかがえない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

3 申立期間⑤については、申立人は、申立期間もB社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、前述のとおり、平成9年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会しても回答が無いため、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人がほぼ同時期にA社からB社へ異動したと記憶する同僚及び申立期間に同社で被保険者記録の有る元従業員で連絡先の確認できた者5名に照会し2人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務を推認できる陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立人がほぼ同時期にA社からB社へ異動したと記憶する同僚の加入記録を見ると、申立人の資格取得日より4日後の昭和55年8月5日にB社で資格を取得していることが確認でき、同人も、「私は、昭和55年8月に異動した。」と陳述している。

加えて、申立人提出の預金通帳を見ても、申立期間に係る月の給与の振り込みは確認できない。

4 申立期間⑥及び⑦について、B社は、前述のとおり、平成9年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会しても回答が無いため、事業所等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、申立人は「B社では契約社員として勤務していた。」と陳述しているところ、複数の元従業員が、「契約社員は1年契約だった。」としており、そのうちの一人は、「契約社員については、1年ごとに数日間退職扱いにして、その後再契約をしていた。契約更新の有無にかかわらず、契約期間が終了すれば、厚生年金保険の資格も喪失させていた。ほとんどのD業務従事者が契約社員だった。」と陳述している。

さらに、オンライン記録により、申立人が記憶する同職種の同僚4人及び照会に対して自身は契約社員であったと回答している元従業員3人について、申立期間の被保険者記録を見ると、7人のうち6人が申立人と同様に7月21日付けで資格を喪失し、8月1日付けで資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、B社では、契約社員については、1年間の契約期間終了のたびに一旦資格を喪失させ、再契約に伴って再び資格を取得させていたと考えられる。

5 このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間⑤、⑥及び⑦に係る保険料控除を確認できる関連資料は

無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立期間⑤、⑥及び⑦について、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11844 (事案 7704 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 25 日から同年 4 月 7 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 10 日から 43 年 1 月 1 日まで

A社、B社及びC社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正の申立てを行ったところ、前回の審議では、一連の事務処理に不自然さやうかがえない等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

しかし、前回の審議結果に納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C社を退職した約1年9か月後の昭和44年9月17日に払い出されているほか、オンライン記録において、申立人の国民年金保険料は、その7か月後の45年4月から納付されていること、ii) 申立人は、C社における被保険者資格を喪失後、厚生年金保険への加入歴が無いことなどを踏まえると、申立人が当時、脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないこと、iii) C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然な点も見当たらないこと等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶はないという従来の主張を繰り返すのみで、記録の訂正につ

ながる新たな資料の提出も無い。なお、申立人は、「C社を退職後は、就職する意思はなかった。また、A社及びB社に勤務していた時は、社会保険事務を担当していたので、社会保険の知識も有していた。」旨を新たに陳述しているが、C社を退職した後の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が見当たらないことを踏まえると、申立人が当時、脱退手当金を受給することに不自然さはないと認められない。

このほか、当初の主張及び資料を再度検討しても、委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 17 日から 35 年 3 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金は請求したこと、及び受給したこともないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 35 年 3 月 21 日に退職したが、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記載されたページを含む前後 35 ページに記載された女性のうち、同社で 2 年以上の被保険者期間があり、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に資格を喪失した 15 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は、申立人を含め 8 人見られ、喪失日から 6 か月以内に支給決定されている者は 7 人となっていることから、事業主による代理請求の可能性を否定できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間とでは別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時は、通算年金制度創設前の期間に当たり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ厚生年金保険を受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいくつかある。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

これらの理由及びその他の事情などを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの記載があった。
A社を退職した時に脱退手当金の請求をしたこと、及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和40年10月11日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 11 日から 35 年 4 月 24 日まで
② 昭和 35 年 5 月 14 日から 36 年 9 月 2 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで

年金事務所から届いた脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社及びC社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、当時、脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に係る脱退手当金は、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年8月13日に支給決定されていることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 2 月 11 日まで

私は、A社において、昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 2 月 11 日まで勤務していた。

しかし、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を受けた。

私と同じ勤務地で、同じ仕事をしていた同僚は入社と同時に厚生年金保険に加入しているのに、私の厚生年金保険被保険者記録がないのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び複数の同僚の陳述などから判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認される。

一方、A社の元事業主は、「申立期間当時、A社の従業員は 40 人程度であった。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における被保険者数は 16 人から 19 人までで推移していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿から所在が判明した同僚 21 人に事情照会し、9 人から回答が得られたところ、このうちの 1 人からは、「私は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 7 月 1 日より前から勤務していたが、同社における自身の資格取得日は、同年 10 月 1 日となっている。」旨の陳述が得られたことなどから判断すると、A社では、当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、加入させていた場合でも、勤務していた全ての期間をその対象にしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和 61 年 2 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなく

なっているところ、同社の元事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。」としているほか、当時の給与事務担当者及び同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所も、「申立期間当時の保険料控除については不明である。」と回答している。

加えて、上記回答が得られた9人の同僚からも、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

また、上記被保険者名簿において、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 25 日から 32 年 5 月 31 日まで
② 昭和 32 年 6 月 3 日から同年 8 月 3 日まで
③ 昭和 33 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきにより、A社、B社及びC社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和34年5月7日に支給決定されていることが確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに申立人のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人の生年月日が脱退手当金に係る支給決定日の直前の昭和34年4月16日付けで訂正された旨の記載が確認できることから、脱退手当金の請求に伴い当該訂正手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、前述の被保険者名簿において申立人の欄を見ると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給で

きなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和 42 年 2 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 12 日から 29 年 5 月 1 日まで
② 昭和 29 年 5 月 2 日から 32 年 4 月 3 日まで
③ 昭和 32 年 5 月 1 日から同年 8 月 27 日まで
④ 昭和 32 年 10 月 7 日から 34 年 3 月 30 日まで

私は、年金を受給し始めた頃から何度も社会保険事務所（当時）に行って相談したが、申立期間に勤務した4社での厚生年金保険被保険者期間は、全て脱退手当金が支給済みとされているとのことだった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないし、受給するなら未請求となっているA社での被保険者期間も一緒に請求するはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和34年8月7日に支給決定されていることが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有るほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったところ、申立人は、「B社の退職時には再就職を考えていなかった。」と陳述している上、B社退職後、国民年金制度が施行された昭和36年4月1

日から強制加入期間に該当していたものの、約9年半の間、国民年金の加入手続を行っていないことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、受給した記憶がないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、当該期間に厚生年金保険に加入していたことを知らなかった旨陳述していることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から35年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

私は、父親の後を継いで昭和29年1月にA社(B市)を法人化してC社とし、社会保険にも加入した。その後、35年初めにD市に会社と自宅を新築し移転したが、それまでの間はB市で事業を続け、39年9月に会社を解散するまで継続して勤務していたのに、申立期間の加入記録が無いのはおかしい。ほかにも従業員がいたので、申立期間において加入記録が継続している者もいるはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所の記録によると、A社は昭和29年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所となったのは35年8月1日であることから、申立期間のうち、29年12月1日から35年8月1日までの期間は、いずれの事業所も適用事業所ではない。

また、所在地を管轄する法務局においてC社に係る商業登記の記録が見当たらないため、同社の設立時期を確認できない上、申立人は、自身が事業主であった両事業所はいずれも既に閉鎖したため当時の資料は無いとしており、申立期間の厚生年金保険料の控除等についても確認できない。

さらに、A社において被保険者記録の有る21人のうち、所在の判明した3人に照会し回答の有った者は、申立期間当時の状況について、「私たち住み込みの6人が退職した後は、事業主の家族だけで事業を営んでいたと思う。しば

らくしてから再開したと聞いた。」旨陳述している。加えて、C社において申立人と同日に資格を取得している26人のうち、所在の判明した13人に照会し回答の有った5人は、「入社したのは厚生年金保険の資格取得日より前だったが、事業主家族だけで事業をしていたところに従業員が徐々に増えた後、社会保険に加入した。」旨陳述している。

なお、申立てに係る両事業所において被保険者記録が有る者は、申立人、申立人の父及び弟の3人のみであり、いずれも申立期間における被保険者記録は無く、申立人の主張と符合しない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 30 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での加入記録が昭和 28 年 12 月 10 日から 29 年 10 月 1 日まで、B社での加入記録が 30 年 11 月 1 日から 32 年 7 月 30 日までとなっており、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社とB社は、いずれもC事業を行う事業所で、所在地と名称を変えたこと以外は、事業内容も変わらなかったし、勤務する従業員等も同じだった。

A社からB社にいつ変わったのかははっきり覚えていないが、申立期間について、継続して勤務し給与から保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同事業所は、昭和 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社については、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が見当たらず、事業主の所在も不明であるため、事業主等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年 3 月 20 日であり、申立期間のうち、29 年 10 月 1 日から 30 年 3 月 20 日までは適用事業所ではない。

また、B社に係る前述の被保険者名簿によると、同事業所は昭和 32 年 7 月 30 日に適用事業所ではなくなっている上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が見当たらず、事業主の所在も不明であるため、事業主等から

申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において同事業所が適用事業所ではなくなった日に資格を喪失している20人（申立人を除く。）、及びB社に係る前述の被保険者名簿において同事業所で申立期間に資格を取得している17人の計延べ37人のうち、連絡先が判明した5人に照会したところ、回答の有った4人全員が申立人を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態等を確認できない。

加えて、前述の回答が有った4人のうちの1人は、A社において昭和29年10月1日に資格を喪失した後、B社において30年9月1日に資格を取得しており、申立人と同様に、両事業所での被保険者期間に空白が見られる上、B社が適用事業所となった後も約5か月間の未加入期間がある。このことについて、同人は、「A社からB社に変わった時も継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入は空白があったと記憶している。もし、給与から保険料が天引きされていれば、私は空白があることを記憶していないと思うので、この期間の給与から保険料控除はなかったと思う。」旨陳述している。

また、申立人は、申立てに係る事業所の従業員数は30人前後であり、人員に変更はなかったとしているところ、B社が適用事業所となった日に資格を取得している者は8人であることから、同事業所は、適用事業所となった時点において、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、同社を平成 2 年 3 月 31 日付けで退職し、同年 3 月分の給与から同年 3 月の厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「平成 2 年当時、退職日が月末で休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）の場合は、その前日付けで退職するものとする規定となっていた。」と回答しているところ、同社提出の申立人作成の退職願によると、「平成 2 年 3 月 30 日（金曜日）」付けの退職願を提出していることが確認でき、同退職願の書式の備考欄には、「4. 退職日（原則として 15 日又は月末）が休日の場合は、その前日付を以て退職するものとする。」と記載されている。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社で昭和 54 年 4 月 2 日に資格を取得し、平成 2 年 3 月 30 日に離職しており、申立期間における勤務を確認できないほか、雇用保険における資格取得日及び離職日に係る記録は、厚生年金保険における資格取得日及び資格喪失日に係る記録と一致している。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、申立人と同様に、退職する月末が休日となっている元従業員の全てが、休日の前日が退職日となっていることが確認できる上、雇用保険の加入記録が確認できた 6 人については、資格喪失日に係る記録が厚生年金保険の記録と一致していることから、申立期間当時、

同社では、厚生年金保険と雇用保険を一体として加入させていたことがうかがえる。

加えて、B社は、当時の厚生年金保険料の控除方式及び給与支払方法について、「給与は、末締めの翌月 15 日支払で、保険料は翌月控除していた。申立人のように、末日より前に退職した場合、退職月の保険料は翌月の 15 日に支払われる給与から控除していない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から26年4月1日まで
② 昭和26年4月1日から28年6月10日まで

申立期間①について、A市に所在していたB社で勤務した。また、同事業所が昭和26年4月にC社に吸収されてからも、引き続き、申立期間②について同社D営業所で勤務していた。

しかし、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できないので、被保険者期間となるよう記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、「E社」の名称による検索を行っても、同社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が申し立てているA市を管轄する法務局において、E社の名称に係る商業登記簿が確認できるところ、同社は、昭和49年10月1日付けで解散しており、商業登記簿において代表取締役等の役員欄に記載されている者の調査を行ったがその所在を確認することはできず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除を確認することはできない。

申立期間②について、同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、C社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、平成12年7月*日に解散しており、申立人の申立期間における勤務形態及び保険料控除について確認することはできない。

また、複数の同僚は、「C社では、入社後すぐに厚生年金保険には加入していなかった。加入していない期間の保険料控除はなかった。」旨の陳述をしている。

さらに、申立人から、「申立期間当時、C社D営業所のF職をしていた私の上司は、昭和22年頃から勤務していたはずである。」旨陳述しているところ、当該上司の同社に係る被保険者記録を見ると、資格取得日は、申立人の申立期間の始期より後の昭和27年8月1日となっていることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、C社D営業所は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間①及び②に係る被保険者記録は見当たらない上、このほかに、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、派遣社員として派遣先企業でC業務をしており、勤務するに当たっては、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険への加入を条件としており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、申立期間の一部を含む平成 8 年 9 月 24 日に資格を取得、10 年 6 月 30 日に離職となっている。

しかしながら、B社は、「申立人が派遣スタッフとして登録していた記録は有るが、そのほかの資料及びデータは破棄しており残っていないので、申立人の派遣先での勤務期間及び厚生年金保険の加入の有無については分からないが、厚生年金保険に未加入の者から保険料を控除することはない。」旨陳述している。

また、A社において、申立人と同様に派遣社員として勤務していた同僚は、「派遣社員の場合は、6 か月以上勤めた後に、厚生年金保険に加入することができた。加入していない期間は、保険料の控除はなかった。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 4 日から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 3 日から 38 年 5 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社における被保険者期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立期間の最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後各5ページに記載されている女性被保険者220人のうち、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失している74人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、i) 59人に支給記録が有り、そのうち申立人を含め57人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていること、ii) 申立人と同日に支給決定されている者が2人いるほか、同一日に支給決定されている者が11組40人確認できることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、B社に係る前述の事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間(63月)を通算して

計算され、その支給額に計算上の誤りは無い。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から35年10月31日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人は、「私の名前は出生時から片仮名の「B」で漢字の「C」ではない。」旨陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和35年11月7日に氏名訂正を行ったことを意味する「氏名訂正35.11.7」の記載と併せて申立人の氏名が「C」から「B」に訂正されていることが確認できるとともに、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できることから、当該脱退手当金の請求に併せて氏名の変更手続が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和35年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A社で被保険者資格を喪失した昭和35年10月31日

から同制度が創設された 36 年 11 月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と当該未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 21 日から 32 年 6 月 30 日まで
② 昭和 32 年 11 月 1 日から 34 年 1 月 29 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで

年金事務所の記録では、私がA社、B社及びC社に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される直前の昭和 39 年 9 月 1 日付けで脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「39.9.1 回答済」の表示が確認できる上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認でき、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月1日から51年12月1日まで

年金事務所の記録を見ると、申立期間及びその前後の期間について、私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和49年10月8日から50年12月1日まではA社、同年12月2日から51年12月1日まではB社、同年12月1日から56年1月31日まではA社となっている。

しかし、申立期間は、A社の代表取締役及びB社の常務取締役を兼務しており、両社で厚生年金保険に加入していたはずであることから、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社の代表取締役であった旨陳述しているところ、同社に係る商業登記簿の役員欄の記載内容から、同社が厚生年金保険の適用事業所であった昭和49年10月8日から56年1月31日までの期間において、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「事業主又は代表者の氏名」欄に申立人の氏名が記載されていることが確認できる。

しかし、A社及びB社に係る商業登記簿において両社の代表取締役であったことが確認できるB社の事業主は、「A社は、B社のC部門を独立させ設立した会社であり、詳細は記憶していないものの、申立人を両社で厚生年金保険に加入させた記憶はない。」旨回答している。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同一時期に両社で被保険者となっている者は確認できない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において申立期間の被保険者記録が確認できる者に照会したが、所在不明あるいは「当時のことは何も覚えていな

い。」旨の回答であったため、申立人の申立期間に係る陳述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 31 日まで
脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人が昭和 42 年 10 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、上記の被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の同年 12 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月頃から 56 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社にアルバイト従業員として勤務し、同社の2階でB業務に従事していた昭和51年1月頃から56年10月までの期間が、厚生年金保険の未加入期間とされているとの回答を受けた。

しかし、A社では、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うし、同社退職時に健康保険の継続療養給付を受けた覚えがあることから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での在籍が確認できる者は、「アルバイト及びパート勤務の女性が同社の2階でB業務作業を行っていた。」旨陳述しており、申立人の陳述と符合することから、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料が残存しない上、当時の事務担当者は、既に退職しており、古くから当社に勤務している従業員への聞き取りを行ったが、申立人のことを記憶している者はいなかった。」旨回答している上、申立人は、同職種の同僚及び上司の氏名を記憶していないため、同社に係る前述の被保険者名簿から、昭和40年1月から56年9月までの間に被保険者資格を取得し、申立期間も継続して被保険者記録が確認できる者のうち、所在が判明した13人（前述の1人を含む）に照会したものの、回答が得られた7人全員が「申立人のことを知らない。」旨回答しており、同社及び同僚等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認

できない。

また、申立期間当時のA社の従業員数について、同社は、「30人ないし40人程度であった。」、申立人は、「80人はいた。」と回答しているところ、同社に係る前述の被保険者名簿から、申立期間における同社での被保険者数は、17人ないし25人で推移していることが確認できる上、申立人を同社に紹介したとされる元従業員及び前述の7人のうち1人が記憶する元従業員は、同社に係るオンライン記録に該当者が見当たらないことから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立期間と重複する昭和50年10月から56年9月までの期間に係る申立人の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる。

なお、申立人は、「A社を退職後、C病院で健康保険の継続療養給付を受けた。」旨主張していることから、C病院を継承するD病院に照会したものの、同病院は、「保存期間経過のため、申立期間当時の診療録及び証明書発行に関する資料等は一切残っていない。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から27年頃まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A市（現在は、B市）に所在したD社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私は、昭和23年4月から27年頃まで同社に勤務し、C業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G図書館が保管する「昭和26年版A市電話番号簿」には、申立人が主張するD社の住所地に所在する同一名称の事業所が掲載されていることから、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）において、申立人が勤務したとするD社に該当する厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。

また、D社は現存していない上、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらないため、同社及び事業主等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

さらに、申立人は、D社での同僚の名字しか記憶しておらず、これらの者を特定できないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等に関する陳述を得ることができない。

なお、申立人が勤務したとするD社と所在地が同一であるE社（昭和37年9月*日にF社に名称変更）という名称の事業所が申立期間後の昭和33年2月12日に適用事業所となっていることが、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できるものの、同社は、平成14年11月25日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主の子は、「父親は

既に死亡しており、E社の資料等も残存しない。また、私は、D社のことは承知しておらず、母親及び親族数人に確認したが、同社のことを知る者は見当たらなかったため、両社の関係は不明である。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 15 年 11 月 26 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、私が A 社に勤務し、B 業務に従事していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。
A 社では、50 万円ないし 60 万円以上の給与が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び遡及減額等の不自然な処理が行われた事跡は認められない上、A 社から社会保険関係の事務を委託されていた税理士事務所は、「当事務所には、A 社に係る社会保険関係の届出書類等の資料は残存しないが、年金事務所の記録どおりの届出を行っていたと考えられる。」旨陳述している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。ところ、申立期間のうち、平成 3 年 10 月から 4 年 1 月までの期間について、申立人提出の給与支払明細書又は元事業主提出の賃金台帳において確認できる 3 年 10 月、同年 11 月及び 4 年 1 月の保険料控除額に基づく標準報酬月額（30 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（30 万円）と同額であり、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与支払明細書等の資料が無い 3 年 12 月については、前後の期間の給与支払明細書又は賃金台帳に

において確認できる保険料控除額から推認しても、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を上回る保険料額が控除されていたことはうかがえない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立期間のうち、平成3年10月から4年1月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成4年2月から14年6月までの期間、同年8月及び15年5月について、申立人提出の給与支払明細書又は元事業主提出の賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額は、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成14年7月、同年9月から15年4月までの期間及び同年6月から同年10月までの期間について、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与支払明細書等の資料は無いものの、当該期間の前後の給与支払明細書又は賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額並びに申立人提出の15年度分市民税県民税特別徴収税額の通知書に記載された給与収入額及び社会保険料額から判断すると、当該申立期間の報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが推認できる。

しかしながら、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社に係る商業登記簿から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる上、前述の税理士事務所及び同社の複数の元従業員は、「申立人は、経理担当役員であり、自身の標準報酬月額に係る届出内容を知り得る立場にあったと思う。」旨回答している。

また、申立人は、「A社の役員であったが、経理会計事務を担当しており、社会保険関係の事務に直接関与していなかったため、自身の標準報酬月額が実際の報酬月額及び保険料控除額と符合していないことは知らなかった。」旨主張しているものの、同社の経理担当役員であるとともに事業主の妻であった申立人が、約12年以上もの長期間にわたり、自身の給与から控除された保険料額が、社会保険事務所(当時)に届出された標準報酬月額に基づく保険料額と相違していることを知り得なかったとは考え難い。

これらのことから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間のうち、平成4年2月から15年10月までの期間について、同法に基づく記録の訂正の対象とすることはできない。